

## 仙台市ウォーキングツーリズム事業に関する業務委託仕様書

- 1 適用範囲 本業務は、仙台市契約規則、契約約款及び本仕様書に基づき行うもの。
- 2 件 名 仙台市ウォーキングツーリズム事業に関する業務委託
- 3 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- 4 業務内容

### (1) 業務の目的

世界的な自然・健康志向の高まりやサステナブル意識の高揚により、高付加価値な自然文化体験型観光としてのアドベンチャーツーリズムの機運が高まり、インバウンドに人気のアクティビティコンテンツとして、ゆっくりと歩きながらその土地ならではの自然や歴史、文化等を感じられるハイキングやトレッキングへの注目が高まっている。

仙台市内には、本市の歴史や文化に触れることができる青葉山エリアをはじめとする中心部エリア、豊かな自然や温泉の癒しを味わえる西部エリア、震災復興を学びながら多様な自然を楽しむことができる東部海浜エリアなど、魅力あふれるコース設定が可能な場所が数多く存在している。

本委託業務は、ウォーキングやハイキング、トレッキング、トレイルによるインバウンドをはじめとした観光客の誘客、宿泊促進の可能性を調査するために、仙台市内のコース設定に向けた検討を行うものである。

### (2) 業務対象エリア

①仙台市中心部、②仙台市東部、③仙台市西部

### (3) 業務概要

本業務は、仙台市内のコース案の策定をはじめ、課題の抽出や活用方法の提案、他都市事例の調査などウォーキングツーリズムを取り巻く状況を鑑みたコース設定に向けた業務一式とする。

### (4) 委託業務内容

受注者は、次のアからウに掲げる業務を行うこと。なお、業務の実施においては、国連世界観光機関（UNWTO）が示すウォーキングツーリズムに関する下記レポート要旨を十分に踏まえること。

[https://unwto-ap.org/wp-content/uploads/2021/12/WalkingTourism\\_ExSum\\_web1-1.pdf](https://unwto-ap.org/wp-content/uploads/2021/12/WalkingTourism_ExSum_web1-1.pdf)

#### ア. コース案策定

仙台市中心部、東部、西部の各エリアにそのエリアならではの観光資源を楽しむコースを各エリアで1コース以上、市内で計3コース以上テーマとともに提示すること。合わせてオルレ認定条件を満たすコースの設定についても検討すること。コースについては、半日～1日で歩くことを楽しむことができるものとする。

また、策定したコース案について、距離、所要時間、コース上の見所を記載したマップ想定案を発注者と協議の上作成し、データ（PDF形式）を納品すること。

#### イ. ウォーキングツーリズムに関する各種調査

- ①対象エリアの現状分析、課題の抽出
- ②コース設定後の活用方法の提案
- ③他都市事例の調査

#### ウ. 実績報告書の作成

上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。

## 5 実施計画書の提出

業務委託契約締結後、速やかに業務着手届、実施事業計画書（業務概要、工程表、実施体制など）を提出すること。

## 6 成果品の提出

業務完了にあたり、次に掲げる資料を提出すること。

①実績報告書（A4版2部及びデータ）

②業務完了届

## 7 検査

受注者は、本業務完了後、遅延なく発注者に対して業務完了届を提出すること。発注者は、業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務完了の検査または成果物の検査をするものとする。

## 8 業務委託料の支払い

受注者は、前条の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。発注者は、受注者から請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

## 9 履行上の管理・注意事項等

- ・本業務は、仙台市契約規則(昭和39年仙台市規則47号)に基づく契約書及び本仕様書に基づき行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。
- ・受託者は、業務履行体制の変更をするとき及び業務履行に際して事故が発生したとき、市から届出又は報告を求められたときは、速やかに届出又は報告を行い、市の指示に従うこと。
- ・本事業実施の過程で作成される紙媒体及び電子データ等の成果物に係る著作権については、仙台市に帰属するものとし、受託者は、第6項に定める成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。受託者が第6項の作成物の画像を他の著作物等に掲載することは原則として禁止する。
- ・本市は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ・受注者は、本市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- ・その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定すること。
- ・受注者は、本業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- ・受注者は、本業務の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。なお、再委託した場合においても適用し、受注者は、再委託先との間で必要な調整を行い、再委託先との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

## 10 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、適宜実施すること。
- ・受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、アイデア等があるときは積極的にこれを提案すること。
- ・受託者は業務の実施にあたり、地域関係者や関係機関等と協議を行い、連携を図ること。